

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 2 7 日

各障害福祉サービス等事業者 様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和 7 年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

平素より、障がい福祉の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
厚生労働省及びこども家庭庁から連絡があり、現在、福祉・介護職員等処遇改善加算について、要件の弾力化を検討しており、見直し後の様式等については、追って連絡があるとのことです。

要件弾力化の周知期間等を考慮し、処遇改善加算等の計画書の提出については、通常、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、同年 4 月 1 5 日までに行うこととする予定とのことです。

事務担当
三重県子ども・福祉部
障がい福祉課
サービス支援班
電話；0 5 9－2 2 4－2 2 6 6
F A X：0 5 9－2 2 8－2 0 8 5